第70回　岡山市第一農業委員会総会議事録

1　招集の日時　　平成２９年２月２０日（月）午後２時００分
2　開会の日時　　平成２９年２月２０日（月）午後２時００分
3　閉会の日時　　平成２９年２月２０日（月）午後２時５５分
4　会議の場所　　岡山市北区大供一丁目１番１号　岡山市役所７階大会議室
5　委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数４０名　　出席３５名　　欠席　５名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野　實	出席	21	藤原　秀正	出席
職務代理	柴田　一郎	出席	22	井上　利明	出席
3	須々木　昭孔	出席	23	五賀　栄一	欠席
4	小橋　秀臣	出席	24	安田　久子	出席
5	横山　勇	出席	25	賀門　義和	出席
6	河本　和彦	出席	26	久山　優	出席
7	齊藤　武彦	出席	27	荒井　隆文	出席
8	蜂谷　邦生	出席	会長	黒田　栄三郎	出席
9	池上　克己	出席	29	宮武　博	出席
10	川上　敬三	出席	30	左山　秀夫	出席
11	髙木　友好	出席	31	船橋　文雄	出席
12	中尾　稜	出席	32	北村　公茂	出席
13	遠藤　茂	出席	33	小林　弘幸	出席
14	林　健二	欠席	34	山本　正三	出席
15	北山　晴夫	出席	35	岩藤　佐知子	出席
16	西山　國忠	出席	36	人見　清	出席
17	二宮　万太郎	出席	37	脇本　忠正	欠席
18	安信　政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤　康彦	出席	41	吉本　賢二	欠席
20	信定　知福	出席	42	田尻　祐二	欠席

6　農業委員以外の出席者
事務局　　局長　山神　一正　　参事　箕浦　勝宏　　次長　真田　明彦
課長補佐　浦上　和彦　　副専門監　浦田　隆次　　課長補佐　佐藤　孝司
係長　難波　仲広　　副主査　原田　実

7　傍聴者　０名
8　議　題
第１号議案　農地法関係申請等について
申請等　（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請について

（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請について
（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請について
（４）転用事業計画変更承認申請について
（５）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請について
（６）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
（７）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について

報　告　（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届について（事務局長専決）
（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届について（事務局長専決）
（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知等について
（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届について
（５）農地改良届について

第２号議案　農政関係等について
（１）平成２８年度事業について
（２）その他

９　議事録署名委員の番号及び氏名
１６番：西山　國忠　　２４番：安田　久子

１０　議事の内容

議　　長　　みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第７０回総会を開会します。（あいさつ）

議　　長　　議事録署名委員を指名します。１６番　西山　國忠委員、２４番　安田　久子委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長　　（議案訂正等の説明）

議　　長　　第１号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　１ページ１番、受人は菅野に居住し、約１．４ヘクタールの農地を耕作す

る農業者で、増反及び借入地の取得により、菅野の畑と田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積３０アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

２番、受人は東野山町に居住し、約１３アールの農地を耕作する農業者で、受贈により、東野山町の田と畑を母と子の共有で取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また取得後下限面積３０アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議　　長　　中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員　　１番２番の２件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　３番、受人は北区川入に居住し、約６５アールの農地を耕作していますが、増反により、川入の田を取得しようとするものです。申請地は細長い田ですが、隣の田と一体として利用します。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

４番、受人は北区大井に居住し、約１．７ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により大井の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

５番、受人は北区下足守に居住し、約１．３ヘクタールの農地を耕作していますが、受贈により下足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

６番、受人は北区吉備津に居住し、約４３アールの農地を耕作していますが、増反により吉備津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

７番、受人は北区高松原古才に居住し、約６９アールの農地を耕作していますが、増反により新庄上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議　　長　　北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員　　３番から７番までの５件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　８番、受人は御津草生に居住し、約１．８ヘクタールの農地を耕作する兼業農家ですが、受贈により御津新庄の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議　　長　　御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員　　８番の１件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査　　９番、受人は南区古新田に居住し、世帯で約１ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１０番、受人は妹尾に居住し、世帯で約１．４ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、遺贈により妹尾の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１１番、受人は倉敷市に居住していますが、経営移譲により父所有の曽根の田に使用貸借権を設定しようとするものです。期間は平成２９年２月２０日から２０年間です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１２番、受人は藤田に居住し、約１．４ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、藤田の田について共有者の持ち分を取得し、単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１３番、受人は妹尾に居住し、世帯で約６９アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により箕島の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１４番、受人は箕島に居住し、世帯で約１．２ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により箕島の田及び畑を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１５番、受人は妹尾に居住し、世帯で約５３アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東畦の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１６番、受人は迫川に居住し、世帯で約６１アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により迫川の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１７番、受人は西七区に居住し、世帯で約２．６ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により北七区の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１８番、受人は川張に居住し、世帯で約７６アールの農地を耕作する農業者ですが、父親からの経営移譲により川張の田を２０年間無償で借り受けるものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１９番、受人は玉野市宇藤木に居住し、世帯で約１．６ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により片岡の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議　　長　　南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員　　９番から１９番までの１１件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは申請等（１）は、中・中央地区１番から南区１９番までの１９件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは申請等（１）についてはそのように決定いたします。

議　　長　　次に申請等　（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　３ページ１番、転用目的は農地の法面への太陽光発電設備設置で３年間の一時転用です。申請地を果樹園で利用していますが、法面や作業通路等で植栽で

きない部分に太陽光発電設備を設置しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議　　長　　中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員　　１番の１件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査　　２番、転用目的は農家住宅です。申請人は約９７アールの農地を耕作する農業者で妹尾の実家に家族５人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、実家の隣で、また耕作地の近くで営農に便利な自己所有の申請地に農家住宅を建築しようとするものです。なお実家には引き続き母が居住します。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール以上の１種農地ですが、集落に接続した住宅及び農業用施設に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議　　長　　南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員　　２番の１件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは申請等（２）は、中・中央地区１番と南区２番の２件とも許可と決定してよろしいか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それではそのように決定いたします。

議　　長　　次に申請等　（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　４ページ１番から５番は同じ地域ですので同時に説明します。転用目的は、

１番から４番が自己住宅、５番が露天駐車場です。

１番、申請人は一宮の妻の実家に家族５人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、総社にある夫の勤務地と延友にある妻の勤務地に通勤しやすく、実家に近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

２番、申請人は中区穝東町の借家に夫婦で住んでいますが、家財道具も増え住居が手狭になったため、津島本町にある夫の勤務地と横井上にある妻の勤務地に通勤しやすく、また尾上にある妻の実家に近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

３番、申請人は建部町中田の市営住宅に家族４人で住んでいますが、年収増加のため、退去を勧告されており、また家財道具も増え住居が手狭でもあるため、申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

４番、申請人は田中の借家に夫婦で住んでいますが、家財道具も増え住居が手狭となったため、妹尾にある夫の勤務地と錦町にある妻の勤務地に通勤しやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

５番、申請人は一宮に居住していますが、自宅の進入路入口にある露天駐車場を使用しやすくするため、隣接する申請地を取得し、露天駐車場の一部にしようとするものです。

農地区分は、いずれも駅・地域センターから３００メートル以内の３種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

６番と７番は一体での申請ですので同時に説明します。転用目的は、貸露天資材置場です。申請人は辛川市場で左官業を営んでいますが、事務所がある父の自宅敷地と、久米にある既存資材置場では手狭であり、また事業拡大に伴い、作業員と資材が増えるため、事務所から近い申請地を取得し、自己が代表を務める会社のための資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

８番、転用目的は露天駐車場です。申請人は万成西町で建設重機リース業を営んでいますが、事業拡大に伴い、建設重機を購入し、既存施設では手狭となったため、隣接する申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議　　長　　中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員　　１番から８番までの８件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　９番、転用目的は自己専用住宅です。申請人は北区平野の借家に家族４人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先に近く通勤に便利で、実家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

１０番、転用目的は診療所です。平成２８年１２月に農振除外済みの案件です。申請人は医師で、申請地付近は近年都市計画道路が整備され、人口の増加と伴に、地域住民の高齢化も進み、診療所開設のニーズが高まってきており、適地である申請地を所有権移転し、診療所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール以上の１種農地ですが、集落に接続した、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議　　長　　北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員　　９番と１０番の２件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　１１番、転用目的は自己住宅です。受人は現在、北区御津矢原の実家の母屋の２階で生活していますが、建物は６０年を経過した古いものであり、２階への階段は勾配もきつく、また幅も狭く、やがて生まれてくる子供の安全確保のため、実家に近く、両親の協力を得るのに都合のよい申請地を父から使用貸借

し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール以上の１種農地と判断されますが、集落に接続した住宅であり、父所有の農地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

１２番、転用目的は店舗（ドラッグストア）です。平成２８年１２月に農振除外済の案件です。受人は中区清水に事務所を置き、ドラッグストアの経営を主な事業とする法人で、中国・四国地方に約１３３店舗を展開していますが、建部町地内には出店が果たせていないため、このたびの計画をしたものです。

申請地は国道４８４号線の沿道であり、近隣は住宅が密集しているため、集客が見込める申請地を賃貸借し、店舗（ドラッグストア）に転用しようとするものです。

農地区分は、水管・下水管埋設の沿道で、かつ５００メートル以内に、２つの教育施設を有する３種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。転用面積については、売り場面積が約１，０００平方メートルの事業計画から、必要やむを得ないものと判断されます。また被害防除計画等、他の一般基準上も問題ないと考えます。

１３番、転用目的は農業用倉庫です。受人は赤磐市小鎌に事務所を置く農業法人ですが、平成２８年に法人化してから、農作業実績が増えており、今年度には、赤磐市、岡山市合わせて１２町程度になる予定であり、建部町西原地区で最も多く農作業を行っているため、申請地を譲受け、農業用倉庫を建築し、農作業の効率化を図ろうとするものです。

農地区分は農用地ですが、農業用施設であり、農用地利用計画に指定された用途に該当し、不許可の例外に該当します。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議　　長　　御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員　　１１番から１３番までの３件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査　　１４番から２３番までの１０件は同じ地域ですので同時に説明します。転

用目的はいずれも自己住宅です。

１４番、申請人は大福の借家に家族３人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、築港栄町の自分の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

１５番、申請人は広島市の社宅に家族３人で居住していますが、今年の３月に岡山に転勤となるため、築港栄町の妻の実家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

１６番、申請人は藤田の借家に家族３人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、築港栄町の妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

１７番、申請人は浦安本町の借家に家族４人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、今と生活圏が変わらず、また浦安西町の妻の実家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

１８番、申請人は福富東の借家に夫婦２人で居住していますが、今春子どもが生まれる予定で家財道具が増え住居が手狭になるため、築港新町の妻の実家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

１９番、申請人は藤田の借家に家族４人で居住していますが、昨年５月に子どもが生まれ、家財道具が増え住居が手狭になったため、福田の実家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２０番、申請人は新福の借家に夫婦２人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、福田の妻の勤務先に近く通勤に便利で、また藤田の妻の実家にも近く親の面倒を看るのにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２１番、申請人は北区花尻ききょう町の借家に夫婦２人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安本町の自分の勤務先や、芳泉四丁目の実家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２２番、申請人は万倍の借家に家族２人で居住していますが、子ども成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安南町の妹の家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２３番、申請人は新保の借家に家族４人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安南町の妻の実家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２４番、転用目的は自己住宅です。平成２８年１２月に農振除外済みの案件です。申請人は洲崎の借家に家族３人で居住していますが、子どもが生まれ家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に隣接し、家族の面倒を看るにも、農業の手伝いをするにも便利な父所有の農地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール以上の１種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、妻の父親の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２５番と２６番は、同じ地域ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

２５番、申請人は泉田一丁目の借家に家族３人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、玉野市の自分の実家に近くなり行き来するにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２６番、申請人は倉敷市茶屋町の借家に家族４人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、北七区の妻の勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも地域センターから５００メートル以内の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２７番、転用目的は露天資材置場です。平成２８年１２月に農振除外済みの案件です。申請人は平成１５年に設立され、北区今保に主たる事務所を置き、土木工事等の建設業を主な事業にしていますが、平成２２年から２６年まで北区日吉町に資材置場を賃借していたが契約打ち切りとなり、現在今保の他の建設業者の資材置場を間借りしている状況で、この資材置場も返却を迫られていることから、早急に資材置場を確保する必要があり、工事の受注状況や実績からみて南区での仕事が多く、コスト縮減のため、また業務遂行の利便性から申請地を適地と判断し、これを所有権移転して露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２８番、転用目的は露天資材置場への一時転用です。申請人は昭和４５年に設立され、藤田に主たる事務所を置き、土木工事等の建設業を主な事業にしていますが、現在の資材置場は会社敷地内で駐車場と兼用しており、大型の資材や多量な時は、駐車車両を通路に移動させるなどしなければならない状況で不便であるため、会社から近く、運搬もスムーズに行える当該法人の役員が所有する農地を賃貸借し、露天資材置場に一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、一時転用であり、法人役員の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議　　長　　南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員　　１４番から２８番までの１５件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは申請等（３）は、中・中央地区１番から南区２８番までの２８件全件を許可と決定してよろしいか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは申請等（３）についてはそのように決定いたします。

なお、御津建部地区１２番は、転用面積が３，０００平方メートルを超えていますので、２月２８日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議　　長　　次に申請等（４）転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　８ページ１番と２番は関連がありますので同時に説明します。１番２番は隣接する土地で、いずれも平成２７年８月に自己住宅で転用許可を受けたものです。

１番は、承継者所有の通路が乗用車の出入りに不便な形状なため、当初計画者所有の土地と交換して、通路として利用するため、事業計画変更するものです。

２番は、１番で通路として渡す土地と交換で申請地を取得し、承継者の宅地の一部とするため、事業計画変更するものです。

議　　長　　北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

髙木委員　　１番２番の２件について審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも承認意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査　　８ページ３番、当初転用者は平成２８年２月に農地法第５条所有権移転で自己住宅を目的に転用許可を受けましたが、両親が高齢であり、今後も同居を続け面倒を看ることとなり、計画を取り止めたものです。

承継者は福島三丁目の借家に家族４人で居住していますが、子供が生まれる予定で、家財道具が増え住居が手狭となるため、東畦の自分の実家に近く、また妹尾の妻の勤務先への通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議　　長　　南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員　　３番について審議した結果、事務局説明のとおりであり、承認意見としてい

ます。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは、申請等（４）は全件承認と決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それではそのように決定いたします。

議　　長　　次に申請等（５）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長　　１番、賃貸人及び賃借人側の相続人代表からの解約申請です。現耕作者のさんが耕作できなくなり、賃貸人とは解約で合意しましたが、賃借権の相続がなされておらず、他の相続人で居所がわからない人もおり、合意解約ができないため申請に至ったものです。

現在賃借人の相続人の調査を行っていますので、中・中央地区協議会では保留意見としています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　では、申請等（５）については、保留としてよろしいですか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それではそのように決定いたします。

議　　長　　次に申請等（６）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

荒井委員退室

難波係長　　（６）利用集積計画、所有権の移転は、１０ページの１件が北・吉備地区、１１ページの２件が南区の農地で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は財団から担い手へ所有権移転するものです。

受け手の農業経営の状況は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　では、申請等（６）の農用地利用集積計画は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それではそのように決定いたします。

荒井委員入室

議　　長　　次に申請等（７）岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長　　今回の利用集積計画について説明します。

１２ページ１番から１３ページ１２番までの１２件が中・中央地区、１４ページ１番から４番までの４件が北・吉備地区、１５ページ１番から１７ページ１９番までの１９件が御津建部地区、１８ページ１番から５番までの５件が南区です。いずれも農地中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。

第一農業委員会分を集計しますと、

筆数が１３８筆、合計面積は１３４，０７２㎡となっています。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　では、申請等（７）の農用地利用集積計画は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それではそのように決定いたします。

議　　長　　次に申請等（８）農地法第３条の３　第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長　　１９ページ中・中央地区１番から２３ページ南区１８番までの１８件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類もすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。

議　　長　　事務局から説明がありましたが、申請等（８）の１８件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それではそのように決定します。

議　　長　　次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査　　報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届、事務局長専決は、２４ページ１番から２５ページ１３番までの１３件で、転用目的は、露天駐車場等７件、アパート等３件、長屋建住宅１件、物置用地１件、分譲住宅地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届、事務局長専決は、２６ページ１番から２７ページ１３番までの１３件で、転用目的は、分譲住宅地４件、車庫・露天駐車場３件、共同住宅２件、敷地拡張１件、資源古紙収集所１件、自己住宅２件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、２８ページ１番から３２ページ２８番までの２８件です。解約理由は耕作目的で２０件、転用目的で７件、耕作及び転用目的が１件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、３３ページ１番から３番までの３件で、農業用通路等が２件、農業用倉庫が１件です。

次に報告（５）農地改良届は、３４ページ１番から３番までの３件で、目的は、普通野菜畑１件、普通野菜畑及び果樹園が２件です。

議　　長　　これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし

議　　長　　以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局　　（１）岡山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、を説明

各地区協議会では、変更についての意見は特になしとなっています。

議　　長　　では、この基本構想の変更については、意見なしでよろしいか。

全　　員　　異議なし

議　　長　　それではそのように決定します。

引き続き事務局説明をお願いします。

事務局　　（２）農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募結果について、を別紙資料により説明

議　　長　　以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議　　長　　その他連絡事項がありますか。

事務局　　①次回総会予定（３月２１日（火）勤労者福祉センター４階大会議室）

柴田職務代理　これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会　午後２時５５分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議　　長

署名委員

署名委員